

平成16年(ワ)第16702号

平成17年(ワ)第10492号

原告 ○○○○ほか123名

被告 西東京市

陳 述 書

平成19年4月16日

東京地方裁判所民事第7部合B通係 御中

東京都西東京市南町5-6-13

西東京市市民生活部市民課

課長 管野 照



第1 はじめに

私の経歴は、別添1に記載したとおりです。平成17年4月からは、市民生活部市民課(以下「市民課」という。)課長を拝命し、現在に至っております。以下、西東京市における住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」といいます。)に関する事務について述べたいと思います。

第2 市民課の所管事務について

西東京市の組織は別添2の「西東京市組織図」のとおりです。市民課(以下「市民課」といいます。)は、戸籍事務、住民基本台帳事務、外国人登録事務、印鑑登録事務及び出張所の窓口業務等を所掌しており、住民基本台帳ネットワ

ークシステム(以下「住基ネット」といいます。)の運用管理も取り扱っております。

市民課において、住基ネットの運用管理事務を担当している職員は、受付事務や印鑑登録事務などと兼務ですが、全部で7名です。市民課における住基ネットの運用管理事務は、具体的には、住基ネットの予算及び機器の運用です。

第3 住基ネットの運用体制、規程等について

- 1 住基ネットには、住民基本台帳法(以下「住基法」といいます。)自体に、行政機関における住民票コードを含む本人確認情報の利用については、目的外利用等の禁止(住基法30条の34)や告知要求の制限(同法30条の42)など本人確認情報の保護規定が定められており、住民票コードを含む本人確認情報の利用が厳しく制限されています。
- 2 また、総務省は、住基ネット稼働に伴い「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」を制定しています。
- 3 西東京市は、これに基づき、別添3のとおり、西東京市セキュリティポリシー、西東京市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策基準、西東京市届出等における本人確認事務取扱い要綱等の規定等を整備したほか、西東京市個人情報保護条例をも踏まえつつ、安全な運用に尽力してまいりました。
- 4 なお、西東京市で制定しているセキュリティポリシーは、平成14年8月5日の住基ネット第1次稼働に合わせたものですが、その内容は、住基ネットのみを前提としているものではありません。西東京市の新市建設計画の中の4大事業の一つである「地域情報化の推進事業」の進展、つまり、西東京市全体の情報化の推進に対応した内容になっております。セキュリティポリシーは、基本方針、対策基準及び実施手順の3つの階層に分けられ、第1階層の基本方針で、市の考え方を示し、第2階層の対策基準でどのような対策をするか示して

います。第3階層は、第2階層の対策基準をどのように実現するかについての具体的な対策を規定したものです。この部分は、非公開とされ、その団体の、情報資産の管理・運用における現状を分析し、そのリスクを評価して決めるものです。国の基準やガイドラインが示されて、第2階層でいう、どのような対策が必要なのかについては、各市町村において共通認識をもっていますが、第3階層については、それぞれの団体が、個別具体的に定めるものです。運用において、新たなリスクを発見した場合には、この第3階層の実施手順を、そのリスクをそのままにするのか、減らすのか、又は無くすのかの判断をして修正することになります。このようことから、この第3階層の部分を非公開とし、リスク分析の内容を反映できるように仕組んでいるものです。

5 西東京市においては、情報セキュリティ対策統括責任者が中心となり、情報セキュリティ対策会議において、セキュリティポリシーの内容を定め、全職員への周知、住基ネットを運用する担当課職員はもとより、西東京市全職員に対する研修を行っているほか、定期的に内部監査を行い、セキュリティポリシーが最新のものかどうか、セキュリティポリシーが遵守されているかなどを点検しております。特に、市民課については、毎回、内部監査を行い、西東京市情報セキュリティポリシーの対策基準に基づいた、適切な運用がなされているかをチェックしております。平成18年12月には、住基ネットシステムの外部監査も実施しております。

そして、情報セキュリティ対策会議において、セキュリティポリシーが最新のものであるかどうかについて、国の示した基準を参考にするとともに、被告におけるリスク分析を行い、リスク管理を行っております。

第4 住基ネットを構成する機器、データ等の管理について

1 重要機能室への入退出管理、住基ネットコミュニケーションサーバ(以下「CS」といいます。)及びCS端末の管理、運用については、西東京市情報セキ

セキュリティポリシーの実施手順により、取扱い権限の範囲を定め、作業予定表に基づく適切な運用をしております。CS端末については、操作者識別カードを権限に応じた作業内容を限定して貸与し、作業終了後は、カードボックスに収納させ、住基ネット運用管理者が、施錠できるところに保管しています。

- 2 また、西東京市においては、操作者識別カードの管理及びそのパスワードの管理並びにアクセスログの管理(点検チェックの現状)についても、いずれも西東京市情報セキュリティポリシーの実施手順に基づき、適切に管理しております。またパスワードに関しましては、定期的に一定以上の数値のパスワードを変更しながら管理しております。
- 3 さらに、住基ネットの保守等については、業者への業務委託を行っていますが、業務委託契約において委託業者に秘密保持を義務づけ、委託作業が行われるにあたって身分を確認するなど、適切に管理しております。

第5 西東京市における住基ネットと既設ネットワークとの接続等について

住基ネットと既存住基システムとの間には、ファイアウォールで通信が制御されるなど、不正アクセスができない仕組みになっておりますし、既存住基システムも西東京市内のみのネットワークとなっています。

第6 西東京市における住基ネットによるプライバシー侵害の具体的危険性の有無について

これまで述べてきた住基法の規定、住基ネットの構造に照らし、具体的な危険はないものと認識いたしております。今後も住基ネット運用管理者として継続的にセキュリティ対策の向上に努めてまいります。

第7 さいごに

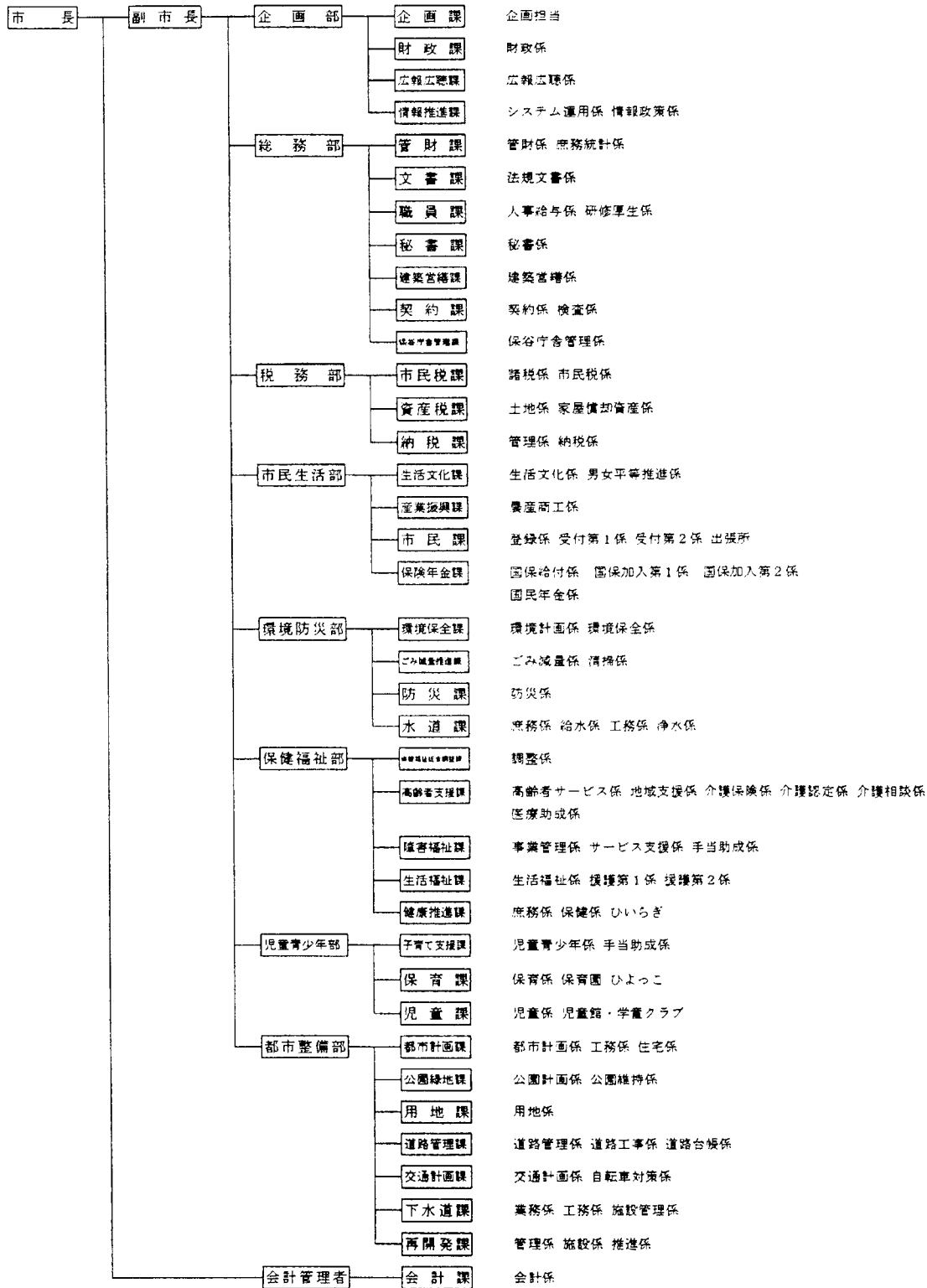
住基ネットは、国会での審議を経て成立した改正住民基本台帳法に基づき、

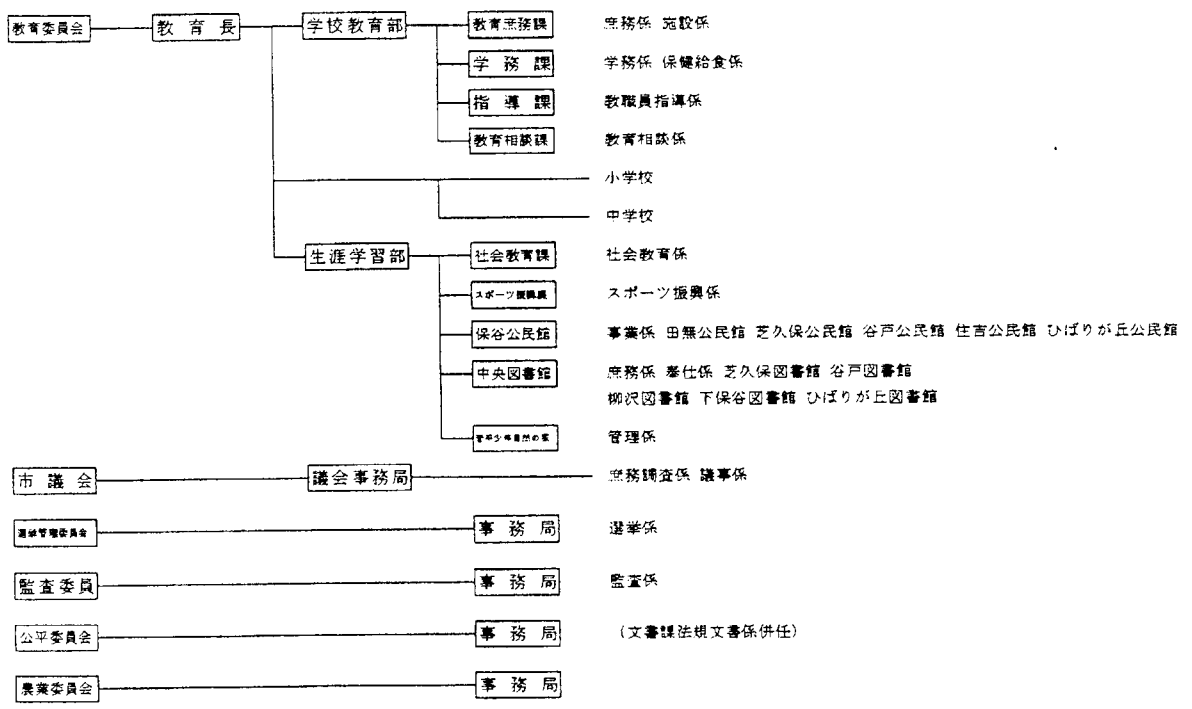
全国共通の本人確認ができる仕組みが構築され、法に基づき運用されている地方公共団体共同のシステムであり、住民の利便の増進と行政の合理化を図ることを目的としています。

そして、パルプの使用により、世界の森林の伐採が進んで森林資源が枯渇しようとしている今日、情報の電子化の推進により、このことを改善する必要があると思います。電子情報を原本と認める法律も整備され、安全に管理された中での情報の交換がスムーズに行える仕組みが格段に向上しております。このような中、情報基盤の一つとして、住基ネットの役割に期待しております。

以上

西 東 京 市 組 織 図





決算特別委員会資料
平成18年10月10日
市民生活部市民課

住民基本台帳ネットワークシステム運用管理の経過について

平成13年	1月	21日	セキュリティ関係例規（西東京市個人情報保護条例・同施行規則、西東京市個人情報保護審査会規則、西東京市個人情報保護審議会規則制定公布）
	8月		システム影響度調査（住基ネット連携に伴う既存住基システムへの影響・改修の調査）
	12月		サーバ側開発
平成14年	1月		CS設置作業（CS端末：情報推進課）
	2月	22日	西東京市個人情報保護審議会報告（法令の定めによる接続：住基ネットの概要説明）
	4月		機器保守業務委託 業務端末側開発業務委託
	5月	15日	仮コード記載及び仮コードを都に送付 市報掲載（住基ネット周知について） CS端末：市民課設置
	6月	10日	総務省告示「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」
		11日	市区町村担当者説明会（於都庁）
		25日	市議会住民基本台帳システムの8月稼働延期を求める採択意見書
	7月	15日	市報掲載（住基コード記載通知について）
		18日	市民課住基ネット操作者研修実施
		19日	西東京市情報セキュリティ基本方針決定、セキュリティ統括管理者・対策会議設置 CS端末：田無庁舎・保谷庁舎・3出張所設置
	8月	1日	市報掲載（住基コード本人通知について）
		2日	西東京市情報セキュリティ対策基準、住基ネット

			トセキュリティ対策基準及び西東京市情報セキュリティ実施基準として情報システム運用規程、重要機室入退室管理規程、コンピュータウイルス対策規程、情報セキュリティ文書取扱規程、情報セキュリティ個人情報保護規程を制定
	5日		住民基本台帳法の一部を改正する法律施行(1次稼働)、コード記載、国の機関等、本人確認情報(93事務)の利用開始、住基コード本人通知郵送
			西東京市全職員に対する庁内メールによる助役通知(個人情報保護の徹底について)
	15日		市報掲載(西東京市情報セキュリティ基本方針について)
			住民票コード通知書返戻分確認等業務実施
9月	1日		市報掲載(1次稼働、2次稼働予定、コード郵送について)
	27日		市議会西東京市個人情報保護条例整備に関する請願採択
	30日		西東京市情報セキュリティ実施基準としてインターネット公開用情報システム管理運用規程制定
10月	25日		住基コード通知書を受取らなかった方への協力文書送付
11月	12日		西東京市情報セキュリティ実施基準として電子メール取扱規程・プライバシーポリシー制定
	25日		西東京市個人情報保護審議会への報告(住基ネット総務省告示、西東京市セキュリティポリシー等について)
12月	9日		市区町村担当者説明会(於都庁)
	11日		西東京市情報セキュリティ実施基準として危機管理計画制定
	16日		西東京市個人情報保護審議会への報告(住基ネットセキュリティ対策について)
平成15年	1月		住基ネット自己点検チェックリスト調査:全市区町村対象(総務省)(第1回)
	2月	3日	住民基本台帳法別表省令改正(平成15年総務省

			令第 29 号)が公布施行(264 事務)
	25、26 日		西東京市全管理職への情報セキュリティ研修実施
3 月	15 日		市報掲載 (住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより恩給の受給権調査申立書の市区町村長証明を受ける必要がなくなることの周知について)
	28 日		住基ネット 2 次稼働に伴う住基カード導入に関する陳情採択
4 月	1 日		西東京市個人情報保護条例の一部を改正する条例施行
5 月	15 日～30 日		西東京市一般職全員への情報セキュリティ研修実施
	30 日		個人情報保護関連 5 法案公布。基本法的部分同日施行
6 月	9 日		市区町村担当者説明会 (於都庁)
	15 日		市報掲載 (2 次稼働周知について)
7 月	2 日		市民課第 2 次稼働研修実施
	15 日		市報掲載 (2 次稼働周知について)
	16 日		2 次稼働実務研修会 (於小平市)
8 月	1 日		市報掲載 (2 時稼働周知について)
	15 日		市報掲載 (2 次稼働周知について)
	25 日		2 次稼働 (住民基本台帳法改正施行日を定める政令 (15 年政令第 20 号))
10 月			西東京市情報セキュリティポリシーに基づく内部監査実施 (第 1 回)
平成 16 年	3 月	1 日	市報掲載 (公的個人認証サービスについて) 公的個人認証申請受付開始 (田無庁舎のみ)、16 年 3 月 31 日まで無料とする。)
	4 月	1 日	公的個人認証サービス有料開始
	6 月	1 日	西東京市住民異動の届出及び住民票等証明書交付請求に係る本人確認等事務処理要綱施行 住基ネット自己点検チェックリスト調査：全市区町村対象 (総務省) (第 2 回)
		28 日	市区町村担当者説明会 (於都庁)

	9月		住基ネット自己点検チェックリスト調査点検第2回の再点検：全市区町村対象（総務省）
	10月		西東京市情報セキュリティポリシーに基づく内部監査実施（第2回）
	12月	1日	西東京市情報セキュリティポリシー全部改正
		15日	西東京市届出等における本人確認事務取扱い要綱施行
		21、22日	西東京市情報化責任者・推進員に対する西東京市情報セキュリティポリシー改正の説明会開催
平成17年	1月	25日	東京都共同電子申請開始
	2月	15、16日	セキュリティ教育コース研修実施
		21、22日	西東京市情報化責任者・推進員に対する情報セキュリティ研修実施
	6月	1日	市区町村担当者説明会（於都庁） 住基ネット自己点検チェックリスト調査：全市区町村対象（総務省）（第3回）
	7月	1日	西東京市個人情報保護条例の一部を改正する条例施行（罰則規定強化）
	10月		住基ネット自己点検チェックリスト調査点検第3回の再点検：全市区町村対象（総務省） 西東京市情報セキュリティポリシーに基づく内部監査実施（第3回）
平成18年	3月		西東京市職員のための個人情報保護・情報セキュリティハンドブック第1版発行